

愛媛大学総合情報メディアセンターメディアホール利用内規

平成16年7月16日制定

(趣旨)

第1条愛媛大学総合情報メディアセンターメディアホール(以下「ホール」という。)の利用については、この内規の定めるところによる。ただし、国立大学法人愛媛大学以外の者が使用する場合は、国立大学法人愛媛大学固定資産等一時使用承認事務取扱要項に従うものとする。

(利用目的)

第2条ホールは、教育研究上及び地域貢献に必要な講義、講演、会合等の用に供することを目的とする。

(管理者)

第3条ホールの利用に関する管理者(以下「管理者」という。)は、総合情報メディアセンター長とする。

(利用者の範囲)

第4条ホールを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) その他管理者が適当と認めた者

(利用日時)

第5条利用可能な日時は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く8時30分から17時までとする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(利用の許可)

第6条ホールを利用しようとする者は、原則として利用予定日の7日前までに総合情報メディアセンターメディアホール利用申請書(別紙)を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその利用予定の日時を変更し、又は利用を中止しようとするときは、利用予定日の前日までに管理者に申し出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条次の各号の一に該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 管理者が他の教育研究等で優先的に利用させるため必要があると判断したとき。
- (2) 利用者がこの内規に違反し、本学の指示に従わないとき。

(利用者の遵守義務)

第8条利用者は、この内規及び利用上の注意事項を遵守するとともに、ホールの施設、設備等の保全及び秩序の維持に努めなければならない。

(損害賠償)

第9条利用者は、故意又は過失により施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、愛媛大学の指示に従い、損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条この内規に定めるもののほか、ホールの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、平成16年7月16日から施行する。